

鳥取市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第16号

鳥取市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取市道路占用料徴収条例（昭和44年鳥取市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第3条関係）

占用物件		占用料	
		単位	金額（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	480
	第二種電柱		730
	第三種電柱		990
	第一種電話柱		430
	第二種電話柱		680
	第三種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1mにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3	

	路上に設ける変圧器		1個につき1年	420	
	地下に設ける変圧器		占有面積1m <sup>2</sup> につき1年	260	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	850	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			360	
	広告塔		表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	870	
	その他のもの		占有面積1m <sup>2</sup> につき1年	850	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの		長さ1mにつき1年	18	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			26	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			38	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			51	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			77	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの			100	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの			180	
	外径が0.7m以上1m未満のもの			260	
	外径が1m以上のもの			510	
法第32条第1項	自動運行補助施設	法第2条第2項第	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	3

第3号に掲げる施設		5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの		9
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	430
			地下に設けるもの		260
その他のもの			850		
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1㎡	850	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	につき1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			430	
	地下に設ける通路			260	
	その他のもの			850	
	法第32	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	占用面積1㎡	9	

条第1項	に設けるもの		<sup>2</sup> につき1日	
第6号に掲げる施設	その他のもの		占用面積1m <sup>2</sup> につき1月	87
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1m <sup>2</sup> につき1月	87
		その他のもの	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	870
	標識		1本につき1 年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの	1本につき1 日	9
		その他のもの	1本につき1 月	87
	幕（令第7条 第4号に掲げ る工事用施設 であるものを 除く。）	祭礼、縁日その他の催しに 際し、一時的に設けるもの	その面積1m <sup>2</sup> につき1日	9
		その他のもの	その面積1m <sup>2</sup> につき1月	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1 月	870
その他のもの			430	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1m <sup>2</sup>	850
令第7条第3号に掲げる施設			につき1年	Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号 に掲げる工事用材料			占用面積1m <sup>2</sup> につき1月	87

令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			85	
令第7条 第8号に 掲げる施 設	トンネルの上又は高架の道路の路面下 (当該路面下の地下を除く。)に設ける もの	占有面積1m <sup>2</sup> につき1年	Aに0.014 を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.017 を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下 を除く。)に 設けるもの		階数が1のもの	Aに0.004 を乗じて得た額
			階数が2のもの	Aに0.006 を乗じて得た額
			階数が3以上のもの	Aに0.007 を乗じて得た額
その他のもの	Aに0.025 を乗じて得た額			
令第7条 第9号に 掲げる施 設	建築物		Aに0.019 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014 を乗じて得た額	
令第7条 第10号 に掲げる 施設及び 自動車駐 車場	建築物		Aに0.022 を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.014 を乗じて得た額	

令第7条 第11号	トンネルの上又は高架の道路の路面下に 設けるもの	Aに0.019 を乗じて得た額
に掲げる 応急仮設 建築物	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025 を乗じて得た額
上記に掲げるもの以外の占用		その都度市長が定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥取市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべきものについて適用し、施行日の前日までに納付すべきものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までの市道の占用により施行日以降に納付すべき義務が生じる占用料については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。